

朝霞市オリンピック・パラリンピック バリアフリー関連補助金

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、市の福祉向上や産業振興に資する事業として、合理的配慮に係る物品購入等の費用及び店舗工事にかかる費用の一部を補助します。*申請額が予算額に達した時点で受付終了となります。

① 物品購入に対する補助金

担当：障害福祉課

補助率 80/100

● 制度を利用できる事業者

- ・ 飲食店、物販店、医療などの民間事業者
(NPO 法人などの市民活動団体や地域活動団体を含む)

● 補助の対象になるもの

合理的配慮に係る コミュニケーション ツールの作成

- ・ 点字メニュー
- ・ チラシの音訳
- ・ ミニケーションボード
など



上限額 **5万円**

合理的配慮に係る 物品の購入

- ・ 折りたたみ式スロープ
- ・ 筆談ボード
など



上限額 **10万円**

② 店舗工事に対する補助金

担当：産業振興課

補助率 2/3

● 制度を利用できる方

- ・ 市内で営業している店舗等

● 補助の対象になるもの

(市内施工業者による工事)

工事の施工 (10万円以上)

簡易スロープや手すり
などの工事の施工に
かかる費用



上限額 **50万円**

補助金交付までの流れ

購入・工事後の申請は受付できませんので、必ず事前に申請してください。



1 相談・申請

事業者等が実施したい内容を市に相談の上、申請する。



2 利用決定・通知

市が申請内容や添付書類を確認の上、決定して通知する。



3 購入・工事施工

事業者等が物品の購入や工事の施工を実施する。



4 完了報告

事業者等は購入や工事が完了したら、市に報告する。



5 交付額の決定

実施した内容を市が確認し、交付額を決定して通知する。



6 補助金の請求交付

事業者等は市に補助金の請求をして、交付を受ける。



① お問い合わせ

障害福祉課



TEL : 048-463-1599
FAX : 048-463-1025
E-Mail : syogai_fukusi@city.asaka.lg.jp

② お問い合わせ

産業振興課

TEL : 048-463-1903
FAX : 048-467-0770
E-Mail : sangyo_sinko@city.asaka.lg.jp